

記載例

参考様式第9号

販売計画書

1 販売の目的

- (1) 販売するガスの用途 工業用 冷媒用 消火用 空気呼吸器用
医療用 その他

具体的な用途を記載して下さい。

(例) 溶接・溶断用、空調設備への冷媒充填用、医療機器の校正用・・・等

- (2) 供給の形態 容器 (カードルを含む。) ローリー (長尺容器を含む。)
導管 貨車 船

2 販売するガスの種類

ガス名	ガス名	ガス名
例：アセチレンガス		
酸素		
水素		
R22		
R32		
R407C		

販売するガスを全て記載して下さい。
フロンは、冷媒番号も記入して下さい。

「9 ア 貯蔵する高圧ガスの種類及び量」の
合計数量を記載下さい。

3 高圧ガスの貯蔵の有無

- (1) 無 []
(2) 有 [] 最大貯蔵量 200 m³

高圧ガスを300 m³以上貯蔵する場合は、別途貯蔵所の設置許可又は届け出をします。

(300 m³未満の場合は、9に該当事項を記入する。)

4 販売の方法

- 自社配送
 委託配送

「委託配送」とは、伝票販売等でガスメーカーや供給業者等から客先へ直接配送するものが該当します。

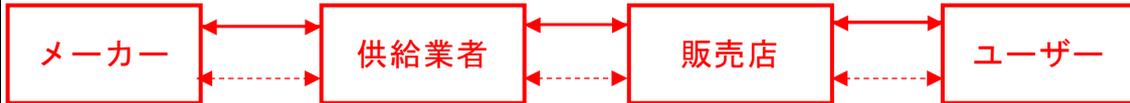
記載例

特記事項

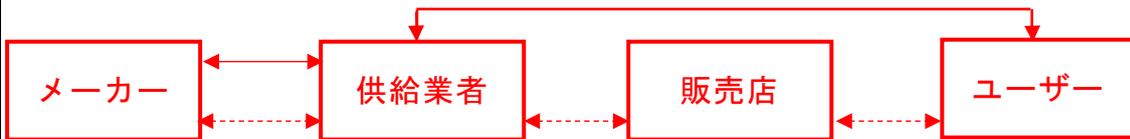
※容器の流れと、伝票の流れを記載（矢印の凡例含む）してください。

自社配送と委託配送の両方が該当する場合は、両配送方法を図示してください。

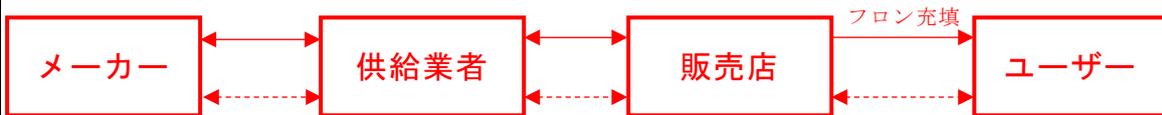
(記載例：自社配送の場合)



(記載例：委託配送の場合)



(記載例：フロン充填の場合)



(凡例) 容器の流れ ←→

伝票の流れ ←- - ->

ガス供給業者名 ●●ガス株式会社

所在地 横浜市●●区●●町1-1-1 電話 045-000-0000

ガス供給業者名 _____

所在地 _____ 電話 _____

ガス供給業者名 _____

所在地 _____ 電話 _____

ガス供給業者名 _____

所在地 _____ 電話 _____

5 販売主・責任者氏名 横浜 太郎

高圧ガス販売主任者については、別紙で届け出ます。

※販売主任者の選任が必要な場合には、届出をしてください。

販売主任者の選任が不要な場合には、「高圧ガス販売主任者については、別紙で届け出ます。」の文例を削除してください。

記載例

6 容器管理台帳の様式（別紙）

※別紙で使用予定の様式を添付してください。

7 販売台帳の様式（別紙）

※別紙で使用予定の様式を添付してください。

8 周知の方法（様式は別途添付します。）

※使用予定の周知文書を別途添付してください。

該当がない場合は、「該当なし」と記載してください。

記載例：

ユーザーに周知文書を手渡しする。

ユーザーが遠方の場合には、電話にて説明した後文書を郵送する。

9 300m³未満の高圧ガスを貯蔵する容器置場を所有又は占有する場合

ア 貯蔵する高圧ガスの種類及び量

	可燃性ガス	可燃性 毒性ガス	毒性ガス	酸 素	
最大貯蔵量	145 m ³ ・kg	m ³ ・kg	m ³ ・kg	50 m ³ ・kg	
	特定不活性 ガス	特殊高圧 ガス	第1種ガス	その他の ガス	合 計
最大貯蔵量	25 m ³ ・kg	m ³ ・kg	25 m ³ ・kg	m ³ ・kg	200 m ³ ・kg

（圧縮ガス1m³をもって液化ガス10kgと換算します。）

ガスの種類ごとに最大貯蔵量を記入
して下さい。

■ 特定不活性ガス：R32、R1234yf、R1234ze

■ 特殊高圧ガス：モノシラン、ホスフィン、アルシン、ジボラン、セレン化水素、
モノゲルマン、ジシラン

■ 第1種ガス：ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、
二酸化炭素、特定不活性ガス以外の不活性フロン、空気

記載例

イ 容器置場の構造等

※該当の項目に措置内容を記入してください。

該当しない項目には「該当なし」と記入してください。

a 可燃性ガス又は毒性ガスにあつては通風の措置

可燃性ガス又は毒性ガスの充填容器は通風の良い場所で貯蔵します。

b 充填容器と残ガス容器の区分の措置

充填容器と残ガス容器にそれぞれ区分して貯蔵します。

c 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素の区分の措置

可燃性ガス、毒性ガス、特手不活性ガス及び酸素はそれぞれ区分して貯蔵します。

d 不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）、空気を除く容器置場の周囲2 m以内の火気の使用禁止、かつ、引火性又は発火性の存置禁止の措置

容器置場の周囲2 m以内は火気の使用を禁止し、引火性、発火性のものは置きません。

e 充填容器等を温度40℃以下に保つ措置

充填容器等は常に温度40度以下に保ちます。

f 充填容器等（内容積5 L以下のものを除く。）の転倒転落を防止する措置

チェーン等で固定し、転倒転落を防止する措置を講じます。

g 容器置場の床面積1 m²につき毎分2 l以上の水量を20分以上連続して放水できる散水装置の設置（可燃性ガス等及び酸素100 m³以上を貯蔵する場合に限る。（神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針））

散水設備を設けます。

h 容器置場の周囲20 m以内への消火器の設置（毒ガスを貯蔵する場合に限る。（神奈川県高圧ガス保安法行政指導指針））

消火器を設置します。